

中国日本商会

The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China

〒100022 北京市朝陽区建国門外大街甲 26 号 長富宮弁公楼 2 階 2007 室

Tel: 86-10-6513-0829 Fax: 86-10-6513-9859 [Website] <http://cjcci.org/>

中日商工発第 32 号

2020 年 6 月 22 日

中華人民共和国駐劄

日本国特命全權大使 横井 裕 閣下

中国日本商会

会長 小川 良典



日中間ファスト・トラック導入に関する要望

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、在中国の日本企業の事業展開に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

年初からの新型コロナウイルス感染の拡大は、中国内においては一定の沈静化がみられ、日常生活は一部を除いて平時に近い状態に戻り、経済活動も規制の厳しかった時期を取り戻すように活発になっております。

しかしながら、外国人の入国に関する制限は継続されており、仮に入国できた場合でも 14 日間+7 日間の移動制限がかかるなど、当地での事業に種々支障を生じている日本企業が多数あり、日本企業が本来中国で得るべき所期の利益や機会を得られない、あるいは日中を跨いで事業活動が停滞するなどの状況が生じています。

- ・春節で一時帰国したまま中国に戻ることができないなど、本来駐在すべき人員（家族を含む）が中国に来られず、円滑な事業運営が出来ない。
- ・機器の調整や定期メンテナンスなどに必要な技術者の往来もできないため、経済活動に停滞や支障を生じている。

・重要な拠点である中国には、本社の役員も兼ねた管理者も多い。日本との往来が困難なため、中国での事業のみならず、本社における本来の役割も十分に果たせずにいる。

また、日本との往来が容易でないことから、ビジネス関連のみならず、個人の健康や生活など多方面にわたる支障が生じています。

韓国やドイツは、中国との間で企業関係者の迅速な入国を保証するファスト・トラック制度を実施し、既に多くのビジネス関係者の行き来が始まっていると聞いています。日本企業においても同様の対応を強く希望します。

中国の一部の地方政府においては、特別の措置により企業関係者に招聘状を出し、中国への入国を認めている例も存在するものの、日本からの渡航者に対する防疫当局の懸念が払しょくされず、多くの地方政府では依然日本からの入国に対しては慎重な態度を崩しておりません。

さらに、上述のように中国への入国後に14日間（場合によっては更に7日間）の隔離が必要となります。これは日本へ帰国した際も同様に14日間の隔離となることから、往復となれば合計で約1ヵ月の隔離となるため、現実的には容易ではなく、やはりファスト・トラックが必要です。

については、より多くの日本人の円滑な往来が可能となりますよう、日本においても中国との間での往来を可能にする防疫面での制度整備、更には移動を円滑化するファスト・トラックの導入を、在中国の日本人コミュニティを代表して要望いたします。

敬具